

令和3事業年度 業務実績説明資料

JOHAS

独立行政法人労働者健康安全機構

Japan Organization of Occupational Health and Safety

**設立** 平成16年4月1日

- ・独立行政法人労働者健康福祉機構(平成16年設立)と独立行政法人労働安全衛生総合研究所(平成18年設立)が平成28年4月に統合し設立

独立行政法人の分類 中期目標管理法人

中期目標期間：5年間

(第4期：平成31年4月1日～令和6年3月31日)

設立目的 独立行政法人労働者健康安全機構法第3条(機構の目的)

独立行政法人労働者健康安全機構(以下「機構」という。)は、療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業、特定石綿被害建設業務労働者等(特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和三年法律第七十四号)第二条第三項に規定する特定石綿被害建設業務労働者等という。)に対する給付金の支払等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

主な役割

○研究及び試験事業

- ・労働安全衛生研究(労働安全衛生総合研究所) 労働安全衛生の総合研究機関として、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を実施
- ・労災疾病等医学研究 労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、3つの分野に集約化して研究開発を実施

○労働災害調査事業

大規模な労働災害や発生メカニズムが複雑な労働災害等の原因究明のための専門的な調査

○化学物質等の有害性調査事業(日本バイオアッセイ研究センター)

労働者の健康障害防止対策のために、化学物質の有害性調査等を実施

○労災病院事業(労災病院)

労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーション、両立支援、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を提供、地域の医療水準の向上に貢献

○産業保健活動総合支援事業(産業保健総合支援センター)

産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動を促進

○治療就労両立支援事業(治療就労両立支援センター(部))

治療と就労の両立支援の事例の収集・分析をした上で医療機関向けマニュアルを作成し、労災指定医療機関等へ普及

○専門センター事業(医療リハビリテーションセンター・総合せき損センター)

重度の被災労働者に対し高度・専門的医療、リハビリテーションを実施し、被災労働者の社会復帰を支援

○未払賃金立替払事業

事業場の倒産等により未払となった賃金等を事業主に代わって労働者に立替払を実施

○納骨堂の運営事業(高尾みころも霊堂)

産業災害殉職者の御霊を奉安する霊堂の環境整備、産業殉職者合祀慰霊式の実施

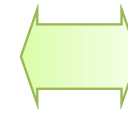
○特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払

建設現場で石綿にばく露し、石綿関連の疾病を発症した労働者等に対する給付金支払の実施

働くことを通じた自己実現支援に向けて

高齢化が進む中、

- ・健康なひとには、健康をどう確保し続けるか
- ・未病^(※)のひと、病気のひとにとっても、働くことを通じての自己実現を支援



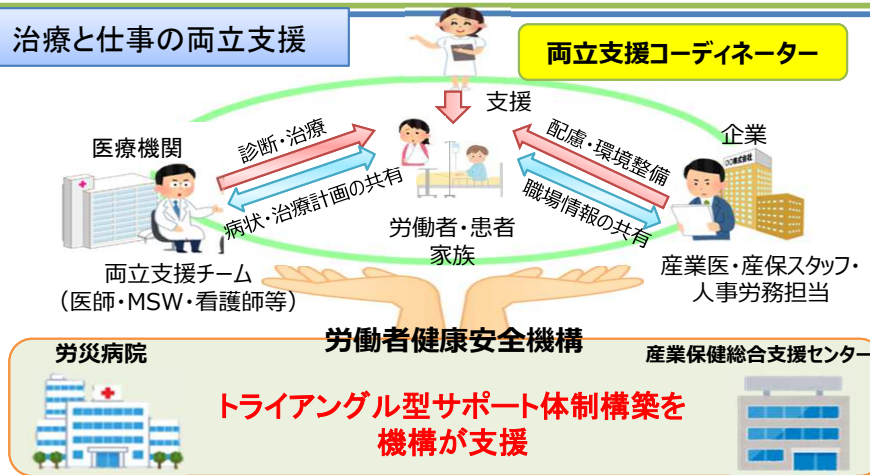
社会の活力の維持、
向上にも不可欠

労働者健康安全機構の役割(目的)

※「未病」：病気でないが健康でもない状態

職業生活を脅かす疾病や事業場における災害に対して、働く人の視点に立って被災した方が早期に職場に復帰し、治療と仕事の両立が可能となるような支援の推進、事業場における災害予防等を当たるとともに、職業性疾病について臨床で得られた知見を活かしつつ、総合的な調査・研究、その成果の普及等を行うことにより、労働者の健康及び安全を図るほか、労働者の福祉の増進に寄与する

治療と仕事の両立支援



医療機関(主治医、MSW)、企業(産業医、産業保健スタッフ)、患者(家族)に寄り添う両立支援コーディネーターを中心としたトライアングル型サポート体制を拡充

○治療や患者支援の推進

- ・支援事例の収集、蓄積及び分析のため「両立支援データベースシステム」を構築し事例を蓄積
- ・両立支援データベースを活用して支援事例の分析・評価を行い、「両立支援コーディネーターマニュアル」を更新

○企業等に対する支援

- ・産業保健職のいない中小企業等に対し、産業保健総合支援センターにおいて「個別調整支援」を着実に実施。事業主に対する「両立支援啓発セミナー」の実施。
- ・「治療と仕事の両立支援助成金(環境整備コース)・(制度活用コース)」の支給による支援

○人材の育成

- ・両立支援コーディネーター基礎研修(オンライン形式)によるさらなる養成者数増
- ・コーディネーターのスキルアップと企業と医療従事者の情報共有のため「事例検討会」を全国展開

産業保健活動支援の強化

産業保健の中核的機関として、機能を充実・強化、事業場における自発的産業保健活動を促進

○産業保健活動の充実

- ・産業保健に係る法令改正に対応した専門的研修等、事業場のニーズに沿った支援の実施
- ・メンタルヘルス対策や職場環境改善等に関するテキスト・リーフレットの作成・配布
- ・情報誌、メルマガ、HP等を活用した産業スタッフへの時宜を得た情報発信

○産業保健関係助成金の充実及び活用促進

- ・「事業場における労働者の健康保持増進計画助成金」の新設等、事業場整備への支援

○東電福島第一原発の廃炉作業従事者の健康管理の取組

- ・医師会、自治体等と連携のうえ、年間約50回の相談窓口を計画的に開設

労災病院等の運営

- 労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を提供するとともに、治療と仕事の両立支援を図るため、モデル医療技術の開発・普及、社会復帰の促進についての一層の機能強化
- 地域の医療ニーズ等に的確に応え、確固たる運営基盤を確保するため、求められる診療機能(病床機能)等を追求

安全衛生、勤労者医療等の研究の推進

各施設の強みを活かした研究等を行うほか、機構としての一体的な連携の下で、労働安全衛生、勤労者医療等の研究を実施

○ 機構内の複数施設による協働研究 (労災病院・安衛研・バイオ等のシナジー効果)

- ・化学物質におけるばく露防止対策(安衛研)から、CT等の臨床調査(労災病院)、毒性の発生メカニズムの解明(バイオ)までの複数アプローチによる包括的研究等

○ 労災病院による臨床研究

- ・職業性疾病、外傷の診断・治療に関する研究
- ・メンタルヘルス、生活習慣病等の予防に関する研究 など

○ 労働安全衛生総合研究所による産業安全・労働衛生に関する研究

- ・建設現場の転落、火災・爆発の防止研究、過労死等の防止研究、放射線疫学研究等
- ・厚労省の要請に基づいて実施する災害調査(原因究明と再発防止等)

○ 日本バイオアッセイ研究センター

- ・動物実験(吸入、経口)による化学物質の発がん性に関する試験研究

・協働研究、労災疾病等医学研究等各種研究データの収集
・データを活用した各種研究の実施、成果の普及



業務実績 評価項目一覧

項目別評定調書	評価項目	頁	実績評価 (自己評価)
1-1-1	労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進【重要度「高」】	4	A
1-1-2	労災疾病等に係る研究開発の推進	7	A
1-2	労働災害調査事業	9	A
1-3	化学物質等の有害性調査事業【重要度「高」】	12	C
1-4	労災病院事業【重要度「高」】	14	A
1-5	産業保健活動総合支援事業【重要度「高」】【難易度「高」】	17	A
1-6	治療就労両立支援事業【重要度「高」】【難易度「高」】	20	S
1-7	専門センター事業	23	B
1-8	未払賃金立替払事業【重要度「高」】	26	A
1-9	納骨堂の運営事業【重要度「高」】	29	B
1-10	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払	32	B
2-1	業務運営の効率化に関する事項	35	B
3-1	財務内容の改善に関する事項	37	B
4-1	その他業務運営に関する重要事項	40	B

評価項目No. 1-1-1 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 R1年度：A R2年度：A)

重要度 **高**

I 中期目標の内容

- 労働安全衛生の総合研究機関として、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化し、行政課題を踏まえた「プロジェクト研究」、「協働研究」、「基盤的研究」、「行政要請研究」、「過労死等に関する調査研究等」を確実に実施すること。
- 総合的な企画調整等を行う部門において、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう体制を強化すること。
- 研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。
(指標) ・外部評価において、研究成果について平均点3.25点以上の評価を得ること。⇒類似する研究に係る実績を踏まえ設定。
・研究報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けること。⇒類似する研究に係る実績を踏まえ設定。
- 労働者の健康及び安全に対する研究成果の普及・活用を一層図ること。
(指標) ・中期目標期間中の法令等の制改定等への貢献数は、50件以上とすること。⇒第3期中期目標期間中の目標水準(年10件)を踏まえ設定。
・中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス総数を1200万回以上とすること。⇒第4期中期目標策定時の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。

【重要度「高」の理由】

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定及び改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。
労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることで、労働災害の減少に結び付くため。等

II 指標の達成状況

目標	指標	令和3年度		令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達成度	
研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映する。	外部評価における研究成果の評価 (目標 平均点3.25点以上)	4.06点	124.9%	122.8%	117.2%
	厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究報告書割合(目標 80.0%以上)	100.0%	125.0%	125.0%	125.0%
調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連する基準等の制定及び改正等に積極的に貢献する。	法令・基準の制改定等への貢献 (目標 10件以上)	12件	120.0%	160.0%	180.0%
調査及び研究の成果について、原則としてホームページに掲載する。	ホームページアクセス数 (目標 240万回以上)	285万回	118.6%	129.3%	123.3%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要因分析(分類:①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」)
外部評価における研究成果の評価 (目標 平均点3.25点以上)	② 研究の実施前後（必要に応じて実施中）に厚生労働省政策担当部門との意見交換を延べ11回（事前評価3課題、事後評価6課題、中間評価2課題）実施し、行政政策と研究内容のすり合わせや研究成果等の報告等について協議し、行政への貢献度が高くなるように努めた。さらに、第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映することで研究成果の向上に努めた。 これら行政との頻繁な協議、研究評価結果に基づいた研究内容の軌道修正等を行うことで高い水準を維持している。ただし、研究には努力しても当初見込みの結果に繋がらないものも一定の割合で存在しうること踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。
厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究報告書割合（目標 80.0%以上）	② 研究の実施前後（必要に応じて実施中）に厚生労働省政策担当部門との意見交換を延べ11回（事前評価3課題、事後評価6課題、中間評価2課題）実施し、担当研究者が政策上の課題、問題意識を十分に理解し、研究業務に反映することで研究成果の向上に努めた。 これら行政との頻繁な協議を行うことで高い水準を維持している。ただし、研究には努力しても当初見込みの結果に繋がらないものも一定の割合で存在しうることや、社会情勢の変化により研究成果が政策に還元されるかどうか研究開始前の想定と異なる状況になることもありうること踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。
法令・基準の制改定等への貢献 (目標 10件以上)	② 厚生労働省政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
研究業務の着実な実施と貢献	<p>目標の指標をいずれも上回ったほか、要請に応じ厚生労働省等の検討会への委員としての参加や資料提供等に対応し、労働災害多発業種に対する要請(令和3年9月29日)等国の労働衛生施策の策定に貢献した。研究者がこのような機会に積極的に参加することによって行政の動きや考え方を理解し、またそれらを研究に活かすことでより一層労働安全衛生政策の企画立案に貢献できるものとする。</p> <p>労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等、機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う協働研究として昨年度に引き続き3課題(安衛研、複数の労災病院等で協働)を実施しており、令和3年度より新たに労災病院をフィールドとした協働研究を開始した。また、令和4年度の実施に向けて2課題(バイオ、安衛研、複数の労災病院等で協働)の準備を行った。</p>
研究の実施体制等の強化	<p>令和3年度からロボット、AI(人工知能)、IoTなどの新技術に係る労働安全の課題に対応するため、新たに安衛研に「新技術安全研究グループ」を設置し、当面実施すべき研究テーマ等について、第13次労働災害防止計画に記載されている研究課題なども考慮した上で、3課題の研究を開始した。</p> <p>また、過労死等の労働・社会分野の調査・分析を進めるため、新たに安衛研に「社会労働衛生研究グループ」を設置し、労働・社会調査等を実施した。</p>

【プロジェクト研究】の一例

陸上貨物運送従事者の勤務体制と疲労リスク管理に関する研究

長距離運転者の過重労働についての研究例は従来からあるが、食品等の地場配送運転者の研究は限られており、しかしながら脳・心臓疾患発症の割合は高い。

質問紙調査、デジタコ調査、運転者の勤務体制、睡眠、健康と運転中外の事故との関連を検証

研究結果としては「地場配送では分割睡眠や乗務間インターバルが短い傾向があり、長距離とは異なること」などの成果が得られた。



運行の改善とともに**良好な睡眠の確保**や勤務間インターバル・休日の保証など「**休み方の最適化**」を提案

期待される効果

研究結果は各種論文や学会発表等を行っており、今後、長距離運転者とは異なる働き方・休み方である**配送運転者の安全衛生の充実**や**新たな行政施策(過重労働対策)**につながる可能性がある。



【協働研究】の一例

せき損等職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究

せき損患者の就労支援を3つの視点で研究

- ・リハビリテーション
- ・行動分析学(歩行支援機器の安全)
- ・機械工学(同機器モデル構想)



安衛研
(工学的研究)

病院 & 安衛研による
医工連携が実現

吉備リハ
(せき損患者の就労支援)



労災病院
(整形外科)



期待される効果

- ・**新たな転倒災害防止対策**
→産保センターと連携(産業医研修等で周知)し、産業医の職場巡視等に役立つ
- ・**歩行支援機器の安全チェックリスト改訂、教材**
→リハ現場での歩行支援機器の安全性及び臨床効果の向上
- ・**機構モデル歩行支援機器**
→機器が改良されることで労災病院等を含む従事者の負担軽減につながる



実験中の機構モデル歩行支援機器

【行政要請研究】の一例

ロールボックスパレットによる労働災害を防止するための好事例の収集及び分析

ロールボックスパレット(RBP)使用時の労働災害を分析し、RBPメーカーである日本パレット協会とともに、RBPの改良(専用持ち手、キャスター固定・自在切替機構、サイドバー跳ね上げ防止具)について工学的な改良点、適切な使用法を明らかにした。その成果のポイントをリーフレットによる啓発、また**行政から業界団体への要請文書**に貢献し、労働災害防止に寄与している。



【研究の実施体制等の強化】

○ 研究の実施体制等を強化するため、令和3年度から以下の2つのグループを新設している。

新技術安全研究グループ

産業現場における労働災害防止の観点からの新技術の活用及び安全面の問題について、課題を抽出・分析し、新技術の開発と使用の両面から取り組む。

- <令和3年度に実施した研究(3課題)>
- ・IoT、AI、協働・介護ロボットなどの問題点解明と予防策提案に関する研究
 - ・AIを活用した機械学習に関する研究
 - ・VRを活用した安全管理及び教育手法に関する研究



360度画像を用いた視線計測型教育システムの構築



MR(複合現実)技術によるフォークリフトへの人の接近情報の提示

社会労働衛生研究グループ

過労死等の労働・社会分野の調査・分析に取り組む。

- <令和3年度に実施した調査等>
- ・企業(1万事業場)および労働者(1万名)へのアンケート調査による労働・社会面の調査研究
 - ・大綱の見直しにより新たに調査研究等の対象となったフリーランス(9千名)へのアンケート調査
 - ・次年度調査に向けたヒアリング(新たに調査対象となる業種への事前ヒアリング)



評価項目No. 1-1-2 労災疾病等に係る研究開発の推進

自己評価

A

(過去の主務大臣評価 R1年度：A R2年度：B)

I 中期目標の内容

1. 労働災害の発生状況等を踏まえ、「職業性疾病等の原因、診療及び治療」、「労働者の健康支援」、「労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化」の3領域について、時宜に応じた研究に取り組むために、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。
2. 労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を引き続き行うこと。
3. 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備及び活用等に取り組むこと。
4. 研究成果については、原則としてホームページに掲載すること。
(指標)
 - ・中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス総数を1200万回以上とすること。⇒第4期中期目標策定時の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。

II 指標の達成状況

目標	指標	令和3年度		令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達成度	
・労働災害の発生状況を踏まえ、協働研究と連携を図りつつ、研究を行う。 ・研究の成果については、原則としてホームページにおいて公開する。	ホームページアクセス数(目標 240万回以上)	285万回 (うち労災疾病等に係る数90万回)	118.6%	129.3%	123.5%

III 評定の根拠

根拠	理由
じん肺法における合併症(続発性気管支炎)の判定に係る新たな測定方法の開発	じん肺の合併症である続発性気管支炎の労災認定基準において、痰の量、性状等が一つの基準とされているところであるが、膿性であるかについては目視による定性検査であり、客観性に乏しく、定量性に欠けると学会などで長年に渡り指摘されていた。この点、 <u>労災病院において長年蓄積してきたじん肺診断等の実績を活かし、数値として判断ができないか研究を実施。その結果、「痰に含まれる好中球エラストラーゼが、膿性痰の鑑別に当たり客観的指標となる可能性」を明らかにした。</u>
アスベスト疾患の鑑別診断に有効な診断マーカーの開発	<u>労災認定に係る時間の短縮に繋がることが期待される「SLPIが良性石綿胸水の診断及び初期悪性胸膜中皮腫との鑑別診断における有効な診断マーカーとなる可能性」を明らかにした。</u>
病職歴データベース等を活用した基本解析及び研究の実施	入院患者病職歴調査基礎解析結果を公表するとともに、病職歴データベースを活用した研究において特定の職業と疾病の関係性を明らかにすることで、労働者、産業保健関係者等に対し有益な情報を発信した。



主な取組

労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化を目的として、じん肺、アスベスト等の研究を実施、その結果を厚生労働省に報告するとともに、学会発表、論文投稿など積極的に研究成果を普及した。また、病職歴データベースを活用し、特定の職業と疾患の関係性を明らかにし、労働者、産業保健関係者等に対し有益な情報を発信した。

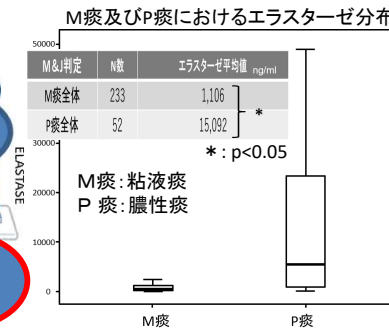
1 労災疾病等に係る研究開発推進

じん肺合併症の判定に係る新たな測定方法の開発

じん肺の合併症の一つである続発性気管支炎の判定には膿性痰の鑑別が重要であり、目視に代わる客観的指標の開発が求められている。現状では、起床後おおむね1時間の痰の量を1回測定し目視による定性検査を実施しているが、本研究ではN-アセチル-L-システインを用いて痰を溶液化し痰中好中球エラスターゼ値測定を測定することにより客観的に判定することが可能となることを示した。

今後、**本研究の結果を受け労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化が期待**される。

また、日本でじん肺に関する唯一の成書である「**じん肺診査ハンドブック**」(1987年10月20日改訂第4版)の改訂に繋がる可能性がある。



日本職業・災害医学会会誌 (69: 231-237, 2021)

目視は客観性に欠ける。
(裏付ける添付資料もない。)
検査数値として確認できないか？

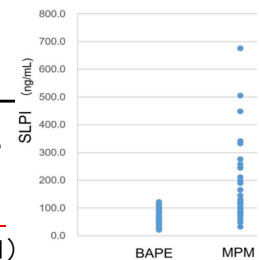
現在の判定方法



客観的指標になり得る測定方法を開発

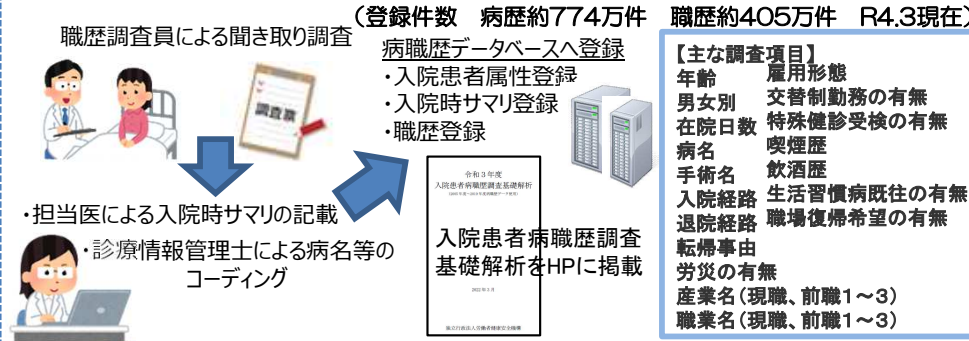
アスベスト疾患の鑑別診断に有効な診断マーカーの開発

良性石綿胸水(BAPE)の診断は、石綿以外の胸水の原因を全て除外する必要があり、初期の悪性胸膜中皮腫(MPM)等との鑑別が非常に重要となっている。今回の研究では、胸水に含まれる特定の物質(SLPI)を診断マーカーとして用いると、MPMなど他の疾患による胸水と有意に違う結果が得られた。これにより、**特に重要とされてきたBAPEと初期MPMの鑑別が容易となり、その後の迅速な治療及び労災認定に係る時間短縮に繋がる可能性がある。**



2 病職歴データベース等を活用した基本解析及び研究

※病職歴データベースは、全国労災病院グループが保有する**我が国唯一の大規模データベース**です。



脳心血管疾患リスクの高い職業群の解明

労災病院グループ独自の大規模な病職歴データベースを用い、各種の要因を調整し、最も長い職業歴について81の職業中分類別の脳心血管疾患リスクを分析した結果、リスクの高い職業群が確認できた。特に男性において、一般事務員に比し自動車運転従事者、飲食調理従事員、漁業従事者、貨物作業員、土木作業員で、脳卒中の3つのサブタイプ(脳出血、脳梗塞、クモ膜下出血)すべてのリスクが有意に高かった。

⇒ 本研究は、**今後、心血管疾患リスクが高い職業群について、その予防プログラムを実施するための基盤となる大きな研究成果である。**

Scientific Reports (11: 23983, 2021)



評価項目No. 1-2 労働災害調査事業

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R1年度：A R2年度：A)

I 中期目標の内容

- 労働安全衛生法第96条の2に基づいて、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、可及的速やかに厚生労働省に報告を行うこと。また、個人情報の保護等に留意の上、調査結果を公表し、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。
- 災害調査等の結果を体系的に整理及び分析し、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。

(指標) ・災害調査報告等について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、平均点2.0点以上の評価を得ること。

※ 3点(大変役に立った)、2点(役に立った)、1点(あまり役に立たなかった)、0点(役に立たなかった) ⇒類似する調査等に係る実績を踏まえ設定。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度	
災害調査報告等について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査を実施し、平均点2.0以上の評価を得ること。	依頼元からの評価(目標 平均点2.0点以上)	2.89点	144.5%	141.5%	136.5%

要因分析 (実績値/目標値が120%以上又は80%未満)

指 標	要因分析(分類:①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」)
依頼元からの評価 (目標 平均点2.0点以上)	② 厚生労働省からの要請に基づき、迅速かつ適切に研究員を現地に派遣するなどにより調査を行い、高度な実証実験やデータ解析等の実施により調査結果を作成し、速やかに厚生労働省に報告することに努めた。例えばビル建設現場で発生した吊荷の落下災害では、「科学的見解や根拠がわかり、当該災害の理解が深まった。また、再発防止の指導等に十分活かせる」との高い評価を得た。 なお、令和3年度は高い評価を得ているが、今後、厚生労働省からの要請のうち「発生原因を特定させることができない複雑な労働災害」や、「現在在籍している研究員では対処できない労働災害」なども一定の割合で生じることも想定されることを踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。

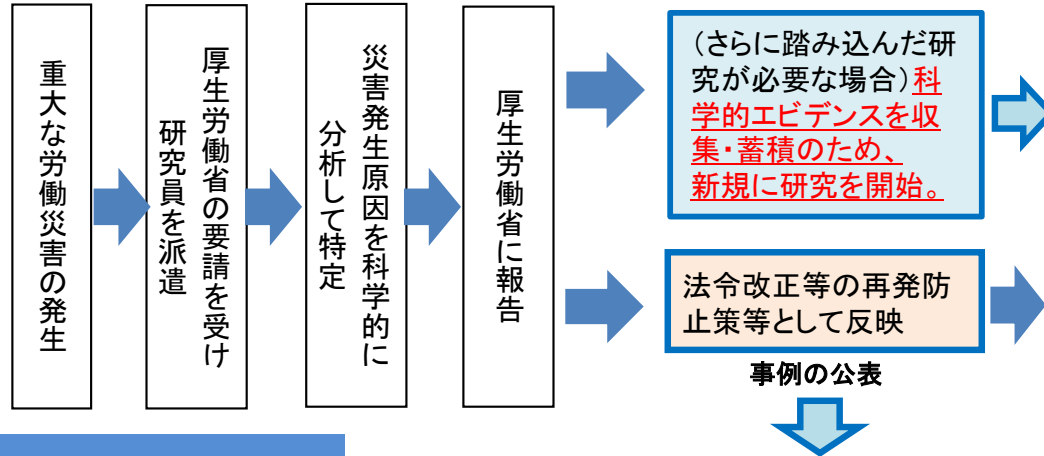
Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
災害調査結果の厚生労働省への報告及びこれを踏まえた研究活用・反映	迅速かつ適切に災害調査等を行い、調査結果等を厚生労働省に報告し、調査依頼元から高い評価を得た。
災害調査結果等の研究活用・反映	<u>災害情報のデータベース化を進め、今後、当該データベースに対して体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うための準備を進めた。</u>



労働災害の原因調査の実施

災害調査の流れ



災害調査を契機に開始する研究の事例

- 高純度結晶性シリカによる肺疾患事案に係る災害調査結果を踏まえ、**労災病院、安衛研による協働研究を実施している。**

労働安全衛生施策等への貢献

吸入性粉じんのばく露業務に一定期間従事した労働者に呼吸器疾患が発症した事例(職場における改善効果)

Before

After

そもそも有害性を認識していない
対策が未実施

有害性が認識され、対策が実施

- ・ 防じんマスクの着用徹底
- ・ 肺所見に留意した健康診断の実施等

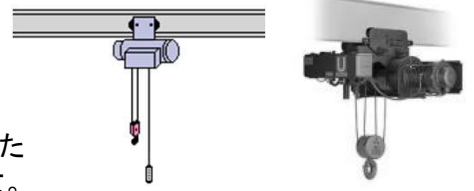
(平成31年4月15日基安労発0415第1号「特定の有機粉じんによる健康障害の防止対策の徹底について」)が発出された。

災害調査の実績

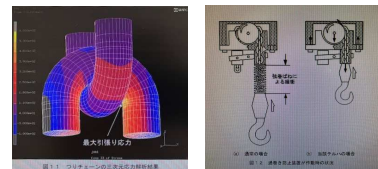
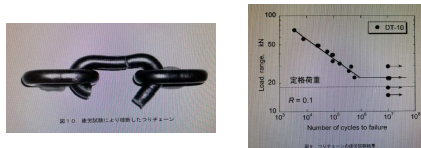
○災害調査の一例(令和3年度公開)

テルハつりチェーンの破断災害

破砕ガラスの入った約1.7tのかごをつり上げたところ、つりチェーンが破断し、作業員が死亡。定格荷重は2tで、使用開始から8か月と短期。



テルハクレーン(当該事例とは異なる)



研究員による現場での調査や、破断面の走査型電子顕微鏡での観察、疲労試験、3次元弾性試験等安衛研ならではの高度な技術や科学的知見を用いた調査の結果、揚程不足のため、過巻防止装置を改造した上通常と異なる方法で使用し、過負荷がかかりチェーンが疲労破壊していることが判明。

定格荷重内でも不適切な改造や使用方法が事故の原因となるため、法令に基づく適切な使用や安全教育の実施が再発防止につながることを報告。

事例については、再発防止の観点から安衛研のホームページにおいて公表した。



※ 災害調査で得られた知見が、健康障害の業務上外に関する報告書のとりまとめや、労働者の健康障害防止対策のための行政通達発出につながった。



災害調査報告書



報告書を踏まえ、厚生労働省から通達を発出

評価項目No. 1-3 化学物質等の有害性調査事業

自己評価 **C**

(過去の主務大臣評価 R1年度：B R2年度：C)

重要度 **高**

I 中期目標の内容

1. 発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定するものについて、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。
2. 長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質の維持や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。
3. 国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。
4. 安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性調査等も含め、がん原性試験等の化学物質の有害性調査を、事業場等からの依頼に応じて積極的に受託し、実施すること。

【重要度「高」の理由】

国が化学物質の規制等を行うためには、その有害性についてのエビデンスが必要であるため。

II 指標の達成状況

定量的指標はなし

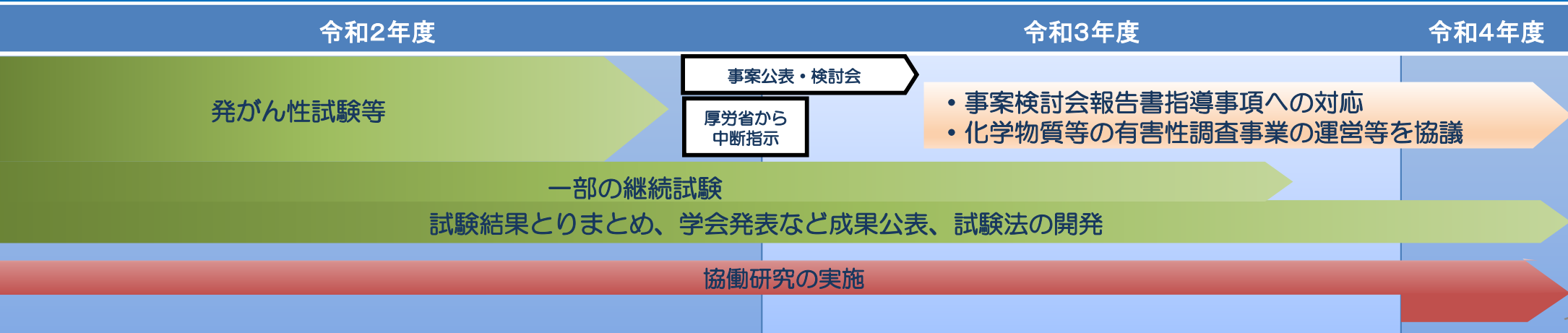
III 評価の根拠

根拠	理由
化学物質等の有害性調査事業の計画的な実施	国が指定した化学物質について発がん性試験等を実施していたが、一部の試験について、標準操作手順書から逸脱していたことが明らかになった事案（令和3年3月5日付け厚労省公表）に伴い、厚生労働省から、一部の継続試験を除き、発がん性試験等の中断が令和2年度末に指示されている。 <u>その後、厚生労働省から改善指導を受けたことから、指導事項に対して改善に取り組んでいる。（※）</u> <u>厚生労働省からの指示を受け、令和3年度における発がん性試験等は一部の継続試験を除き、中断となったが、試験法の開発や学会発表等での研究成果の公表、協働研究での活動等は引き続き行っており、令和4年度からはバイオの研究者が研究代表者となり、日本バイオアッセイ研究センターならではの知見や研究方法を活かした協働研究が新たに2課題スタートしている。</u>

1 厚労省の改善指導への対応状況(※)

指導事項	対応状況(8月31日付け厚労省への報告以降の進捗を含む。)
1 標準操作手順書(SOP)の改正	逸脱行為の原因となった投与量指示シートや関係する標準操作手順書(以下「SOP」という。)を洗い出したうえで、物理的に改ざんが困難となるよう必要な改正を行った。 ※SOPの自主的な点検・見直しは継続して行っている。
2 自己点検の実施	バイオの職員、派遣職員及び研究試験業務に関与する協力会社の社員に対して、同様の逸脱行為の有無について自己点検を実施した。併せて安衛研に対しても自主的に自己点検を行った。自己点検の結果、公表された事案以外に逸脱行為は確認されなかった。 ※自己点検については、今後の状況を見極めて再度の実施を検討する。
3 研究者倫理研修の実施	当面の研究者倫理研修の方針を策定し、機構内全施設長宛て発出した上、バイオ、安衛研、労災病院等に対しても研究者倫理研修を実施した。 ※中長期的な研究倫理研修の方針(要領)については、令和4年10月を目途に策定作業を行っており、これに基づき毎年度継続して実施するとともに、新たに研究業務に従事することとなった者に対して速やかに実施することとしている。
4 人的交流の促進	人的交流の一環として、機構内の複数施設が参加する協働研究にバイオの研究者を積極的に関与させることで、機構内部の各施設間の人的交流の活発化を図った。また、学会などの機会を利用した施設間の交流を促した。 ※バイオから安衛研などの他施設への人事異動等の拡充、外部組織との交流の実施などについて、現在、検討中である。
5 厚生労働省との協議	厚生労働省が開催する協議の場に参加した。その後、実務レベルで化学物質等の有害性調査事業の運営等について協議した。 ※現段階の協議に基づき、令和4年4月にバイオに対して、化学物質等の有害性調査の中長期運営の改正方針について説明した。引き続き、化学物質等の有害性調査事業の運営等について協議する。
6 研究不正等の通報窓口の実効性の確保	研究不正の通報窓口については、機構内の全施設に対して改めて周知した。 また、ハラスメント一般に関する通報窓口については、すでに施設内の相談員の配置と、外部の相談窓口を設置しているが、改めて機構内の全施設に対して周知徹底を図った。 ※会議や研修等の場で、引き続き周知し、通報窓口の実効性が確保されるよう努める。

2 令和2年度～4年度バイオの業務



評価項目No. 1-4 労災病院事業

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 R1年度：B R2年度：A)

重要度 **高**

I 中期目標の内容

- 高度・専門的な医療を提供するとともに、勤労者医療の総合的な取組について、得られた知見を他医療機関にも効果的に普及させ推進を図ること。
- 都道府県が策定する医療計画や医療圏における医療ニーズも勘案し、病床機能区分の変更等、診療体制の検討を実施し、効果的な地域医療連携を行うこと。
- 地域の医療機関等との連携強化により、地域医療支援病院の要件を充足するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会、講習会及び地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を実施すること。
(指標)・労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保。⇒地域医療支援病院の基準以上を目標設定。
・地域の医師等に対し、症例検討会等を中期目標期間中、延べ4200回以上実施。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。
・高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ17万5000件以上実施。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。
- 大規模労働災害等の災害や新型インフルエンザ等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対応するため、緊急対応を速やかに行える体制を確保。
- 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。
(指標)・患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保。⇒第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。
- 新医薬品等の開発促進に資するため、治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うこと。
(指標)・治験症例数を中期目標期間中2万900件以上確保。⇒第3期中期目標期間(4年間：26年度～29年度)の毎年度の平均値を踏まえ設定。
- 労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について、積極的に協力すること。アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応、医療機関に対する研修等により診断技術の普及、向上を積極的に図ること。
- 北海道中央労災病院の統合につき、同病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、関係者と協議の上、適切に措置できるよう検討を進めること。等

【重要度「高」の理由】

「アスベスト問題に係る総合対策」において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められており、一層の協力が求められているため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度	達 成 度
地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の要件を充足する。	紹介率(目標 76.0%以上)	77.3%	101.7%	104.1%	102.6%
	逆紹介率(目標 63.0%以上)	69.4%	110.1%	115.6%	106.0%
地域の医療機関等を対象にした症例検討会や講習会等を行う。	症例検討会・講習会開催回数(目標 840回以上)	888回	105.7%	36.9%	106.2%
地域の医療機関等から高度医療機器を用いた受託検査を実施する。	受託検査件数(目標 35,000件以上)	32,883件	94.0%	93.4%	104.5%
患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供する。	患者満足度(目標 80.0%以上)	85.3%	106.6%	108.3%	103.9%
労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を確保する。	治験症例数(目標 4,180件以上)	5,203件	124.5%	108.8%	114.4%

要因分析

指標	要因分析(分類:①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」)
治験症例数 (目標 4,180件以上)	② 労災病院治験ネットワークの情報をホームページに掲載するなど広報活動に努めたほか、厚生労働省から要請のあった新型コロナウイルスワクチンのコホート調査及び一般使用成績調査に積極的に協力した。

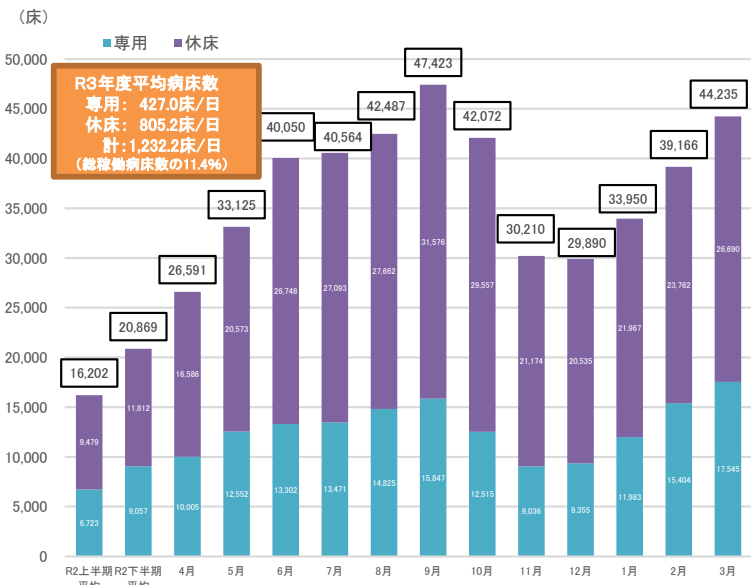
Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
大規模労働災害等への対応 (新型コロナウイルス感染症対応を含む)	○ 各労災病院においては、自治体からの病床確保要請等を踏まえ、地域の医療体制の確保を図りつつ、一般病床をコロナ専用病床へ切り替える等、新型コロナウイルス陽性入院患者を27病院で受け入れた。うち、22病院においては感染拡大期に自治体からの要請に応じ、上限まで陽性患者を受け入れ、地域の医療提供体制の確保に貢献した。 また、感染拡大地域の医療施設等へ看護師を30名派遣した(派遣延日数544日)。 更には、予防接種の実施、感染管理看護師による講演等、地域医療への貢献に取り組んでいる。
地域の中核的役割の推進 地域の医療機関等との連携強化	○ <u>新型コロナウイルス感染症患者の積極的受入及び感染拡大防止への対応等を優先的に行っている中で、「紹介率・逆紹介率」及び「治験症例数」の計画達成に加え、前年度で計画未達であった「症例検討会・講習会開催回数」についても年度計画を達成した。</u>
北海道中央労災病院の統合	○ 「 <u>岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の今後のあり方検討委員会</u> 」の報告書及び地域医療構想調整会議等の議論を経て、令和3年7月に統合に係る基本合意書を締結した。その後、岩見沢市と円滑な統合に向けて必要な検討を進めつつ、令和4年2月には岩見沢市と合同で北海道中央労災病院職員への説明会を3回開催し、新病院の概要及び処遇面の説明を行った。 (主な合意事項) ①令和9年4月を目途に両院を統合し、新病院を設置する。 ②新病院の設置者及び運営管理者は岩見沢市とする。 ③北海道中央労災病院職員のうち新病院で勤務を希望する者は原則として新病院職員として採用する。
アスベスト問題に係る総合対策への協力	○ 「アスベスト疾患センター」等において、アスベスト健診等に取り組むとともに、労災病院等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応している。 また、全国の労災指定医療機関における呼吸器系疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関する研修を実施し、診断技術の普及、向上に努めている。 さらに、労働基準監督署長等からの依頼に基づき、石綿ばく露に関する医学的所見の確認等を行う石綿確定診断委員会を実施した。

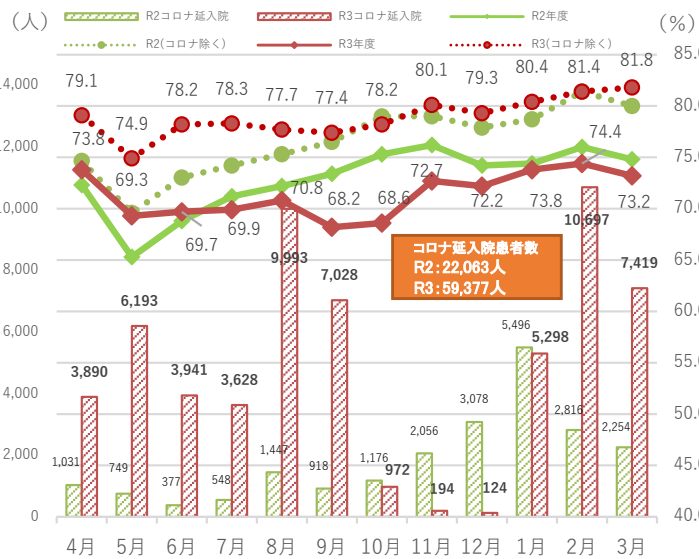


大規模労働災害等への対応

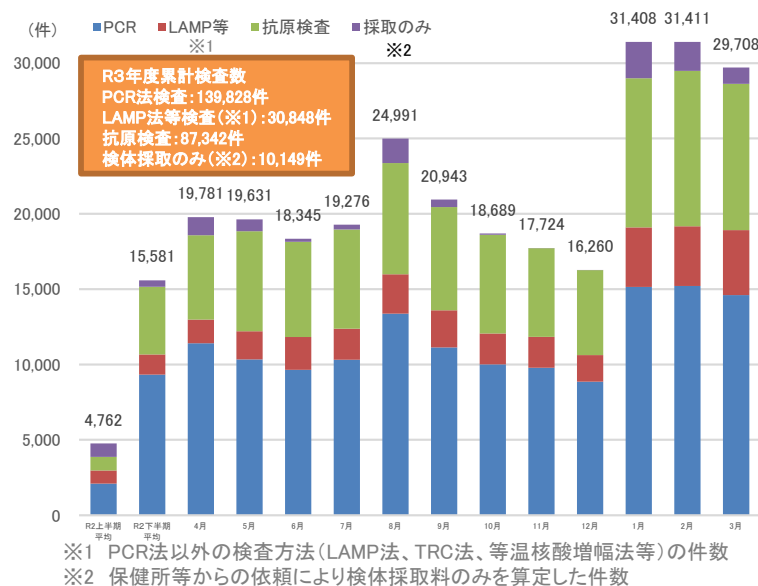
コロナ専用・休床延病床数



病床利用率・コロナ受入延入院患者数

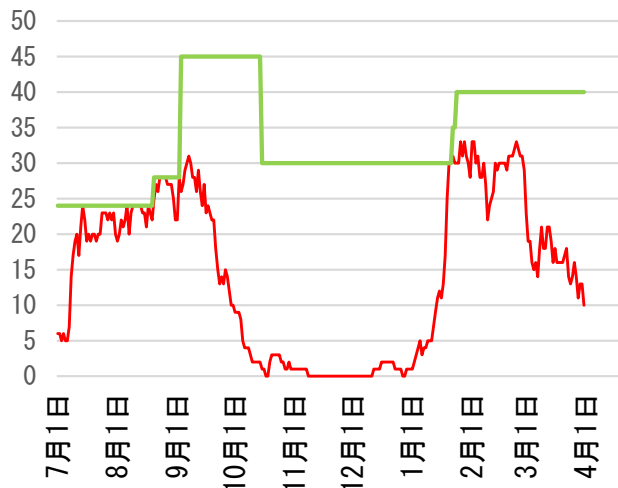


コロナ関連検査数

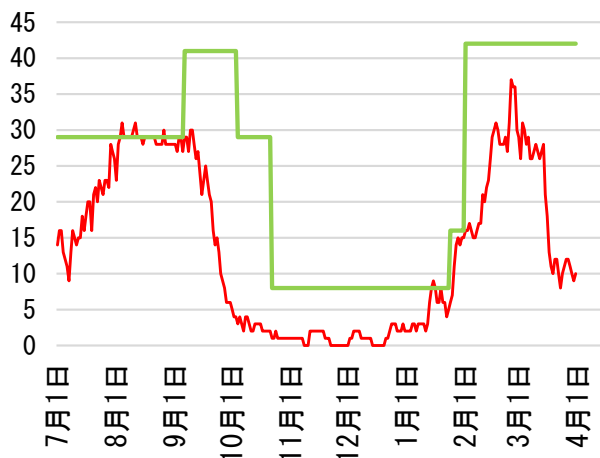


コロナ患者受入可能病床数及び受入患者数 (令和3年7月~令和4年3月)

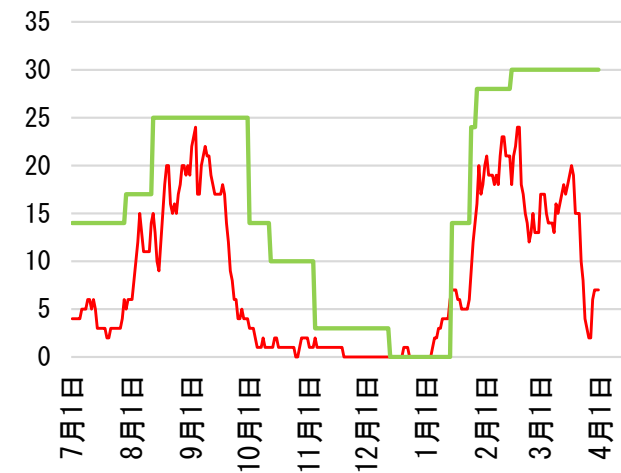
東京労災病院



関東労災病院



大阪労災病院



評価項目 No. 1-5 産業保健活動総合支援事業

難易度 高

重要度 高

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 R1年度：A R2年度：A)

I 中期目標の内容

- 働き方改革の着実な推進を支援する観点から、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図ること。
 (指標) ・産業保健関係者への専門的研修等を2万6500回以上実施。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。
 ・産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談対応件数は、中期目標期間中で計12万2600件以上。⇒第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)の概ね5%増を目標として設定。
- 特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援すること。
 (指標) ・研修又は相談の利用者から、職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保。⇒第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。
 ・アウトカム調査の有効回答のうち80%以上について具体的な改善効果を確認。⇒第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。

【難易度「高」の理由】

地域の事業者ニーズを的確に把握し、全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、その際、地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められているため。

疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が求められているため。

【重要度「高」の理由】

産業保健三事業を一元化して事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度	
国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定し、計画的に実施する。	専門的研修等実施回数(目標5,300回以上)	4,651回	87.8%	69.0%	109.1%
・メンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応。 ・治療と仕事の両立支援等の課題に対する専門的相談への対応。 ・地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談に対応する。	産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談対応件数(目標122,600件以上)	141,742件	115.6%	100.4%	111.2%
産業保健活動の質及び利便性向上を図るため、研修、相談の利用者にアンケートを実施し、その内容を分析し更なる向上に努める。	研修利用者からの評価(目標90.0%以上)	94.7%	105.2%	104.6%	104.0%
	相談利用者からの評価(目標90.0%以上)	96.1%	106.8%	106.4%	106.1%
研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握する。	事業が利用者に与えた改善効果の割合(目標80.0%以上)	83.1%	103.9%	101.8%	105.4%

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
医師会等関係機関との連携強化・MSW等 両立支援関係者間の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東北地域の医師会、自治体等関係機関と連携した東電福島第一原発の健康支援相談窓口の設置・運営。【相談員協議会2回開催】 ○ 日本医師会、産業医科大学とともに「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」に担当理事、WGに産業保健ディレクターが委員として参加。【委員会1回・WG3回】 ○ 能力向上と地域のネットワーク作りを目的とした両立支援に係る事例検討会を全都道府県で1回以上【計63回】開催。 ○ 厚生労働省主催の両立支援コーディネーター交流会に産保センター所属の保健師5名がファシリテーターとして協力。
専門的研修への対応	<p>○ <u>年度当初・年度末のコロナ禍の影響による集合研修の中止により目標には届かなかったが、受講者からのアンケート結果を踏まえた研修テーマの設定及び年度当初からの積極的なWeb活用による研修とともに、年度後半からは動画配信サービスを活用したオンデマンド研修を多くの産保センターで開始したこと等、利用者のニーズに可能な限り対応したことで、利用者から前年度を上回る有益であった旨の評価を受けた。</u></p>
利用事業場からのニーズに対する適切な対応（質の確保）	<p>○ <u>センター利用者を対象としたアウトカム調査結果によると、利用者が再びセンターのサービスを受けた数値（リピート率）はコロナ禍以前より増加しており、支援に対する効果や評価についても前年度を上回る結果となった。</u></p> <p style="text-align: center;">【参考】 コロナに係る研修 181回、相談 1,212件、動画再生 8,705回</p>

参考指標

産業保健相談員による実地相談	令和3年度 325件、	令和2年度 275件、	令和元年度 256件
メンタルヘルスに係る個別訪問支援件数	令和3年度 10,922件、	令和2年度 10,016件、	令和元年度 11,998件
メールマガジン発信回数	令和3年度 807回、	令和2年度 726回、	令和元年度 743回

1. Web活用した専門的研修・専門的相談への対応



- Webによる研修実績 **1,481回** (昨年度51回)
- 動画配信サービスによるオンデマンド研修の実績
(令和3年度から本格的に開始) 動画数 **152本**、視聴回数 **21,974回**
- Webによる相談対応件数 (令和3年度から本格的に開始) **1,523回**

3. 指標の達成状況

- 産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談対応件数
実績：141,742件 (達成度 **115.6%**、対前年**15.2%UP**)
- 研修・相談利用者からの評価
(研修) 実績 **94.7%** (達成度 **105.2%**、対前年**0.6%UP**)
利用者の声：都合の良い時に動画により研修ができ、大変便利であった。
(相談) 実績 **96.1%** (達成度 **106.8%**、対前年**0.3%UP**)
利用者の声：産業医療の専門家より個別・具体的な指導を頂戴し、我々のような中小企業には非常に有益であります。

2. 地域の産業医活動に対するサポート体制の整備

テレビ会議システム (Zoom) を活用した産業医研修

【受信会場】全況

【受信会場】加賀

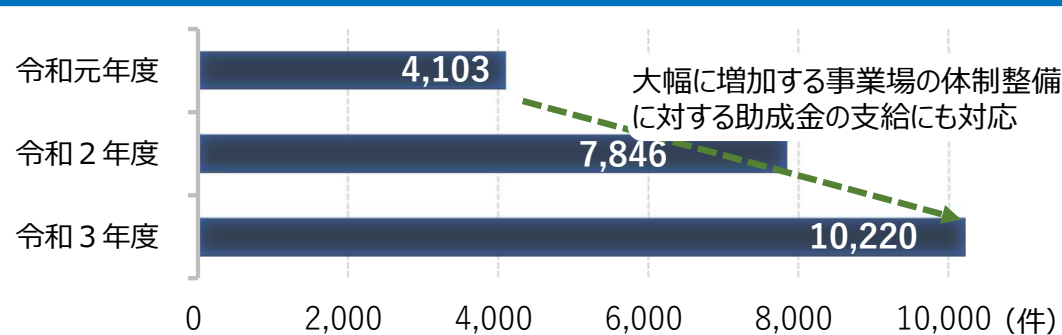
ドローンにより、産業現場の映像を撮影し、産業医の職場巡視の教材に使用

使用したドローンの機種
DJ1 Mavic Ai2

ドローンには安全機能があり、墜落等のリスクが低い。下見を踏まえて、機械設備の配置状況など、安全性が確保された場所で撮影
※製造工程を4~5mの高さから工程に沿って撮影することで、工場内の生産ライン、作業スペースなど全体像が俯瞰できる。

産業医が容易に参加できるよう、テレビ会議システム活用による産業医研修・ドローン活用による職場巡視研修会の実施【石川産保】

4. 産業保健関係助成金年度別支給件数



評価項目 No. 1-6 治療就労両立支援事業

難易度 高

重要度 高

自己評価 S

(過去の主務大臣評価 R1年度：S R2年度：A)

I 中期目標の内容

1. 労災病院及び治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行うこと。
(指標)・支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得ること。⇒各種アンケート満足度の一般的水準(80%)を踏まえ設定。
2. 両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うこと。
3. 産業保健総合支援センターにおいて、企業等に対する正しい知識及び理解の普及、企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに労働者と企業との間の個別調整支援を適切に実施すること。
4. 両立支援コーディネーターを効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施すること。
5. 研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度のあり方について検討すること。

【難易度「高」の理由】

治療と仕事の両立を推進するためには、経営責任者等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制の構築に向けて多くの関係者による連携強化が必要であるが、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため。

【重要度「高」の理由】

政府が推進する働き方改革実行計画の実現に当たっては、会社の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することが必要であるため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度	
支援した罹患者にアンケートを行い、その結果をマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。	支援した罹患者の有用度(目標 80.0%以上)	97.5%	121.9%	113.3%	113.3%

要因分析

指 標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」）
支援した罹患者の有用度 （目標 80.0%以上）	② アンケートに記載された、支援を受けた患者の意見について、各病院及び両立支援センターにフィードバックしたこと、また事例検討会等へ、コーディネーターをファシリテーターとして積極的に参加させたことが、業務の自主的な改善を促し、機構全体の両立支援の質の底上げに繋がったものと考えられる。

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
支援した罹患者の有用度の向上	質の高い両立支援を提供するため、両立支援コーディネーターの能力向上に向けた取組として、 <u>労災病院及び治療就労両立支援センターの両立支援コーディネーターを対象とした「意見交換会」を開催し、支援に当たった課題の検討や好事例の共有を行った。また、「事例検討会」や厚生労働省主催の両立支援コーディネーター交流会にファシリテーターとして参加させたことなどもスキルアップに繋がった。</u>
中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の難易度が高い課題に対応	中小企業における両立支援の普及・促進に向け、 <u>全国の産保センターにおいて、事業主を対象に啓発セミナーを169回開催したほか、両立支援促進員による個別訪問支援を1,819回実施した。</u> これらの取組により、 <u>両立支援に関する相談対応件数は7,110件、また、個別調整支援数も599件と、何れも前年度を上回る実績となった。</u> 両立支援コーディネーター基礎研修修了者のうち企業内の労務担当者の人数も1,186人と前年(504人)に比べて大きく増加しており、事業場における両立支援の体制整備に貢献できた。
両立支援コーディネーターの積極的養成	トライアングル型サポート体制の更なる普及のため、両立支援コーディネーター基礎研修をオンライン形式（オンデマンド配信＋ライブ研修）で実施し、前年度（3,402人）を上回る4,556人の養成を達成するとともに、 <u>オンデマンド配信では講義途中の確認テストを設け、ライブ研修では「アンサーパッド」による個人演習を増やすなど研修の質の向上に取り組んだ。</u> 研修修了者の勤務先は企業、医療機関の順に多いことから、会社の意識改革と受入れ体制整備により、トライアングル型サポート体制の更なる促進を図ることができた。

参考指標

支援事例の収集件数	令和3年度 1,369件、 令和2年度 1,104件、 令和元年度 1,131件
両立支援コーディネーター養成者数	令和3年度 4,556人、 令和2年度 3,402人、 令和元年度 1,813人
基礎研修の有用度及び理解度	有用度：令和3年度 96.4%、 令和2年度 95.6%、 令和元年度 80.4% 理解度：令和3年度 96.6%、 令和2年度 96.2%、 令和元年度 80.1%
事業場等からの相談対応	令和3年度 7,110件、 令和2年度 6,664件、 令和元年度 6,688件



■ 労災病院及び治療就労両立支援センターによる両立支援の推進

労災病院及び治療就労両立支援センターによる両立支援事例の収集

- 令和3年度の収集実績：1,369件【前年度比265件増】
(内訳)
脳卒中256件、がん344件、糖尿病178件、メンタル69件、その他522件

全国の病院・両立センターのコーディネーターの参加による意見交換会の開催や好事例の共有等、質の向上に向けた取組

アンケート結果：
有用度 97.5%
(目標値80.0%以上)

機構内部における活用

< 企業に対する支援 >

- 全国の産業保健総合支援センターで両立支援に関する相談やセミナーを実施。
- ・ 両立支援啓発セミナー：169回 (前年度134回)
 - ・ 両立支援促進員による個別訪問支援：1,819回 (前年度1,504回)
 - ・ 両立支援に関する相談対応：7,110件 (前年度6,664件)
 - ・ 個別調整支援：599件 (前年度535件)

- ・ 両立支援コーディネーター基礎研修修了者のうち企業内担当者の人数：1,186人 (前年度504人)
- ・ 両立支援に資する何らかの取組を行っている事業場の割合：69.4% (前年度68.9%)

< 両立支援コーディネーターの養成 >

- ① 本部において両立支援コーディネーター基礎研修を実施。労災病院の支援事例等を基に作成したマニュアルを使用するとともに、労災病院のMSW等が研修講師を務めた。
○ 令和3年度受講者数：4,556人【前年度3,402人】【累計12,087人】
- ② 全国の産業保健総合支援センターにおいて基礎研修修了者を対象とした事例検討会を開催。
○ 令和3年度開催回数：63回 (641人参加)【前年度27回 (257人)】

- ・ アンケート結果：
 <基礎研修>
 有用度 96.4% 理解度 96.6%
 <事例検討会>
 有用度 80.9% 理解度 78.3%

機構で培ったノウハウの外部への提供

< 質の高い両立支援の普及 >

- 厚生労働省主催のシンポジウム・両立支援コーディネーター交流会への協力
厚生労働省が主催したシンポジウムで、パネルディスカッションのコーディネーターやパネリストとして参加。また、交流会において、ファシリテーターとして協力。
- 「治療と仕事の両立支援」が専門医認定講習に新たに追加
「治療と仕事の両立支援」が(一社)日本専門医機構による専攻医の講習及び専門医更新のための必修講習となった。

行政、企業、医療機関と連携して両立支援を幅広く展開

評価項目No. 1-7 専門センター事業

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B R2年度：B)

I 中期目標の内容

1. 重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、効率的な運営に努めること。
(指標)・それぞれ医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。
2. 治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集及び分析の上、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図ること。
3. 職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発及び普及を推進すること。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度	
重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、効率的な運営に努めるとともに、それぞれ医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。	(医療リハ)医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合(目標 80.0%以上)	90.4%	113.0%	113.4%	114.5%
	(総合せき損)医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合(目標 80.0%以上)	86.6%	108.3%	104.3%	110.6%

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
脊髄損傷患者の積極的な受入と高度・専門的医療の提供	ヘリコプター等で受傷直後の外傷性脊椎・脊髄損傷患者を受け入れ、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供するとともに、脊髄損傷治療・看護方法に関する知見の発信を行った。
国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携による職場・自宅復帰率向上のための継続的な取組	国立吉備高原職業リハビリテーションセンターと運営協議会等を開催し、定期的な合同評価会議等を通じてリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図る等、連携して患者の技能向上・職業訓練を実施することで職場・自宅復帰率向上に取り組んだ。
自立支援機器等の研究開発及び成果の普及活動	「国際福祉機器展」（令和3年度は11/10～11/12開催、延べ39,647人が来場）などに出展し、「間欠式バルーンカテーテル用自助具」、「横押し携帯型酸素ボンベカート」等の開発機器や蓄積したノウハウの広報・普及活動を行った。 また、3Dプリントを活用した自助具（食事用、書字用、ひげそり用等11件）を院内患者に提供して患者のQOL向上に繋げる等、研究開発に取り組んだ。

参考指標

せき損患者の受入実績	ヘリコプターによる緊急受入数 令和3年度 44件、令和2年度 45件、令和元年度 43件 せき髄損傷患者の新規入院患者数 令和3年度124人、令和2年度145人、令和元年度131人
国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携実績	運営協議会 令和3年度 1回、令和2年度 1回、令和元年度 1回 職業評価会議 令和3年度 11回、令和2年度 12回、令和元年度 12回 OA講習 令和3年度 6回、令和2年度 8回、令和元年度 7回
自立支援機器等の研究開発実績	令和3年度に開発中の製品 ・スライディングボード（臀部保護用折り曲げ付き） ・歩行反射中枢への経皮的電気刺激装置 ・簡易に脱着できる電動車いす化ユニット ・下顎トラッキングによるポインティングデバイス ・ベッド用座位保持用具 ・車いす漕ぎ数カウンタ ・横押し携帯型酸素ボンベカート ・穿刺器具用自助具 ・脊髄損傷者の大浴場内の移動補助機器



○ 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進に向けた多職種連携
 ◆ 多職種連携による職場・自宅復帰までの一貫したケアの実施
 (医療リハビリテーションセンターにおけるせき損患者の事例)

	外来受診	入院
医師	本人・家族外来診察 ゴール・入院期間の設定 インフォームドコンセント 	入院時診察 リハビリテーション処方 障害の管理・ リハビリテーション進行度の把握・調整・ カンファレンス
看護師	診察に同席 	看護診断 計画の立案 入院調整 看護計画に沿って排泄管理・排便管理・ 皮膚管理(褥瘡予防)・呼吸管理・体温調節・ 清潔保持・栄養管理を実施 ・生活の援助を通して心理的サポートの実施
理学療法士 作業療法士	入院前身体評価 	リハビリテーション開始 初期評価 治療プログラムの計画 体力に応じて応用訓練に移行 まず基本的な訓練から ・関節可動域訓練 ・筋力維持・強化訓練 ・車いす操作訓練 など ・床上動作訓練 (寝返り・起き上がり 移乗動作など) ・車いす操作訓練 など
ケースワーカー	診察に同席 	入院調整 初期面接 各種相談 ・身体障害者手帳 ・介護保険 ・障害年金 等 その他
医用工学 研究員		・プレッシャークリニック (褥瘡予防のためにベッドのマットレスや車いすクッションを適合させる) ・パソコン入力デバイスの選定、パソコン教室、住宅改造のための3DCG
栄養士		嗜好調査や、栄養指導を行います
薬剤師		必要に応じ薬剤指導を行います



	退院
医師	退院後の計画作成 退院後は外来を窓口として、定期的なフォローアップ、 社会生活上の相談などを実施
看護師	自己管理教育の 評価・再教育 家族への介護指導 退院後の計画作成 本人・ご家族と 病院スタッフによる 現状報告と今後の方 針確認・決定のため の話し合いを行います 必要であれば繰り返し 行っています
理学療法士 作業療法士	本人・ご家族と 病院スタッフによる 現状報告と今後の方 針確認・決定のため の話し合いを行います 必要であれば繰り返し 行っています
ケースワーカー	社会復帰に向けた 制度活用の指導、 他機関との調整など
医用工学 研究員	パソコン教室
栄養士	退院後の生活に応じた栄養指導を 行ないます 退院に向けて、薬剤に関する服薬、 管理方法についての指導を行います
薬剤師	必要時定期的な カンファレンス に参加します



○ 自立支援機器等の研究開発実績例
 ◆ ホルダー付き自助具
 (総合せき損センター開発)



○ 患者の職業・社会復帰後の生活の質 (QOL)
 の向上に向けた取組
 ◆ 3DCGを用いた住宅改造支援プログラム
 (医療リハビリテーションセンター開発)



自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R1年度：B R2年度：A)

I 中期目標の内容

1. 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持。
⇒第3期中期目標期間（平成26年度～平成30年度）の目標値（25日以内）から5日の短縮となる「20日以内」を設定。
2. 代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。
3. 年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績等報告書等において明らかにすること。

【重要度「高」の理由】

この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度	達 成 度
請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持。	請求書の受付日から支払日までの期間 (目標値 20日以内)	14.6日	127.0%	128.0%	117.5%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要 因 分 析 (分類:①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」)
請求書の受付日から支払日までの期間 (目標値 20日以内)	<p>② 原則週1回の立替払を堅持、新型コロナの影響で労働基準監督署に来署できない請求者向けに記載方法等をまとめたリーフレットの作成、大型請求事案に対する破産管財人等との事前調整や電話相談、定期的な審査担当者間の業務打合せによる情報共有と審査能力の向上、困難事案に係る早期相談体制の構築等を適切に実施したことや、新型コロナウイルス感染症の影響下ではあるが、継続してWEB会議システムを活用した破産管財人等を対象とした研修会の開催等に取り組んだ。</p> <p>上記取り組みにより2年続けて達成度が120%を超える結果になったが、令和4年度以降も新型コロナ感染状況やウクライナ情勢の影響等経済情勢の見通しが困難であり、企業倒産の増加の懸念があることから、目標変更は適当ではないと考える。</p>

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
迅速かつ適正な立替払の実施	<p>審査手続をより迅速化するために、WEB会議システムを活用した、日弁連との会合、弁護士向け研修会及び破産管財業務に精通した弁護士等との委員会の開催、地裁への訪問、審査能力向上のための研修、事例検討による情報共有等の適切な実施、<u>新型コロナの影響で労働基準監督署に来署できない請求者向けに記載方法等をまとめたリーフレットの追加等を行った。</u></p> <p><u>更に、迅速化の長期的対応として、システムの抜本的な見直し及び立替払請求の電子申請化等の検討を行い、令和4年度からコンサルタントによる新システムに向けた調査研究を行えるよう取り組んだ。</u></p>
立替払により代位取得した賃金債権について、適切な債権管理及び求償を行い、弁済可能な債権を確実に回収	<p>関係する破産管財人又は所在の判明している事業主の全てに立替払通知を送付することで、適時適切に求償を行った。事実上の倒産事案については、労働基準監督署及び第三債務者に照会し、回収可能な債権であると確認できた場合は、管轄する地方裁判所に差押命令申立を行い、確実な回収を図った。</p>
情報開示の充実	<p>未払賃金立替払事業の立替払額や回収金額は、業務実績等報告書及び当機構のホームページにおいて情報を公開し、新型コロナウイルス感染症の流行後においては、支払件数等の速報値も随時ホームページで公表している。</p>

参考指標

支給者数	令和3年度 9,560人、 令和2年度 23,684人、 令和元年度 23,992人
立替払額	令和3年度 3,642百万円、 令和2年度 8,411百万円、 令和元年度 8,638百万円
回収金額	令和3年度 2,029百万円、 令和2年度 2,405百万円、 令和元年度 1,806百万円

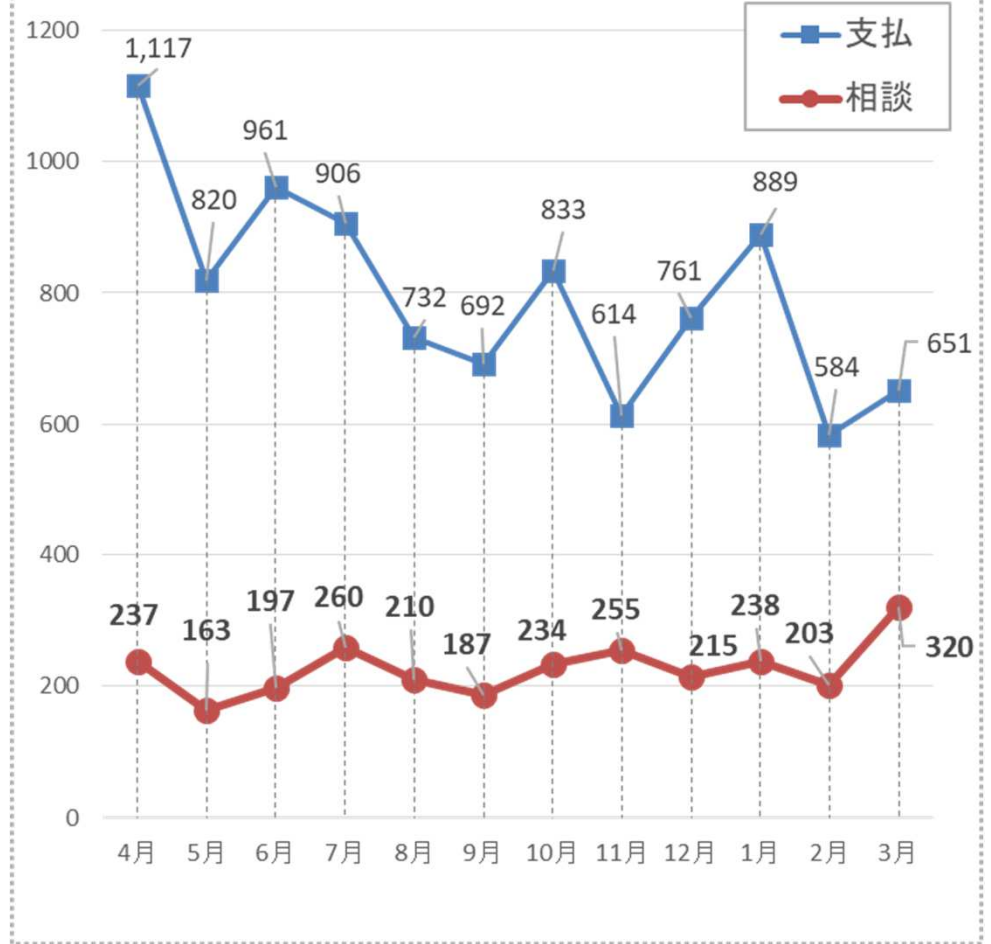


未払賃金立替払事業の適切な実施

支払日数の年度別推移



未払賃金立替払支払件数、相談件数の推移



立替払迅速化のために作成しているパンフレット

未払賃金の立替払請求における請求書の提出の仕方、請求書と退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書の記入の仕方及び各種届出のご案内

1 未払賃金の立替払請求に際しては請求書の提出が不可欠です。請求書の提出の仕方、請求書と退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書の記入の仕方及び各種届出のご案内

2 未払賃金の立替払請求に際しては各種届出が不可欠です。各種届出の提出の仕方、各種届出と退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書の記入の仕方及び各種届出のご案内

令和3年度は、コロナ禍の様々な緊急対策により大幅な倒産抑制効果が働き、支払件数が前年度比で大きく減少したが、電話による相談は続いており、今後の倒産状況については、件数増加を懸念する。

未払賃金の立替払請求における請求書の提出の仕方、請求書と退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書の記入の仕方及び各種届出のご案内

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B R2年度：B)

I 中期目標の内容

1. 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行うこと。
 (指標) ・来堂者、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～平成29年度)の実績等を基に設定。

【重要度「高」の理由】

霊堂を維持管理するとともに、慰霊式を行うことは、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊と被災労働者の遺族の援護を図る上で重要であるため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度	
産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行う。	慰霊の場としてふさわしいとの評価(非常に満足・満足の割合)(目標値 90.0%以上)	97.2%	108.0%	111.1%	108.6%

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
産業殉職者合祀慰霊式に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新型コロナウイルス感染症禍における産業殉職者合祀慰霊式開催のためのガイドライン」に基づき、式典の規模を縮小、参列者人数を縮減し式典時間内に遺族全員の献花を実施。参列者全員にマスク・手指消毒ボトルを配付。 参列者の高尾みころも霊堂到着時間を把握し、納骨堂参拝、送迎バスに係る事前予約制の導入。接触感染防止のため、テーブル・椅子等消毒巡回要員を配置等。 ○ <u>霊堂改修工事により霊堂外壁の剥離・汚れ等が解消され、来堂者が歩きやすいバリアフリー化の広場で慰霊式を開催できた。</u> ○ <u>慰霊式に参列できない遺族等の気持ちに寄り添い、参列した気持ちになっていただけるようインターネット（YouTube）によるライブ配信を行うとともに、労働局、監督署、労災病院等関係団体に同日同時刻に黙とうの協力依頼をし、安全な職場環境の実現と労働災害の根絶に向けて努力することを誓う慰霊式を挙行できた。</u> ○ 遺族からの希望に沿った比較的暖かい10月中の開催。
日々の来堂者に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 霊堂職員に対して、「接遇マナーマニュアル」をもとにトレーニング（OJT）を実施。 ○ 霊堂改修工事中に休館した納骨堂について、遺族が参拝できるよう管理事務所2階に仮祭壇を設置。 ○ <u>日々の来堂者や慰霊式に参列した遺族から多数の希望があった納骨堂の漏水、外壁の剥離・汚れ等が霊堂改修工事により解消された。</u> ○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として検温・手洗いの協力要請及び手指消毒液、飛沫感染防止アクリル板を設置。
産業殉職者慰霊事業の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業殉職者慰霊事業を周知するため、高尾みころも霊堂を紹介するパンフレットを47都道府県労働局及び326労働基準監督署他12,202部送付。 ○ 機構ホームページやTwitterを通じて、産業殉職者合祀慰霊式の動画、霊堂の改修工事や開館状況等の情報を配信。

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため式典規模を縮小



新型コロナウイルス感染症
拡大後（令和3年）

新型コロナウイルス感染症
拡大前（令和元年）

十分な人と人との間隔を取り、
産業殉職者合祀慰霊式を開催

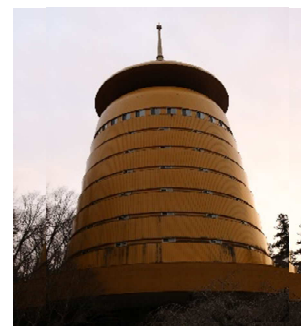


2. 霊堂改修工事により霊堂内外壁の剥離・汚れ等が解消

改修工事前



改修工事後



3. 改修工事による休館中も遺族が参拝可能な仮祭壇を設置

納骨堂 1 1 階

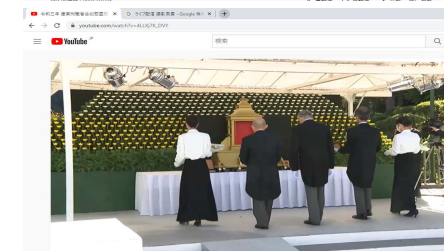
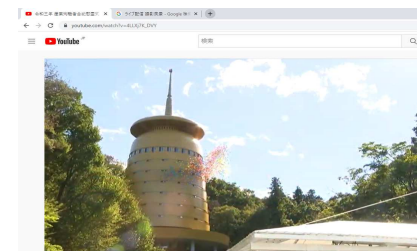
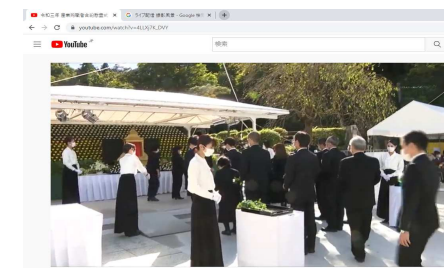
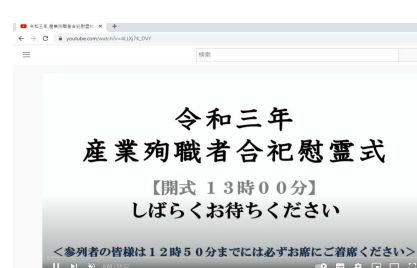


管理事務所 2 階



納骨堂改修工事のため休館中

4. 参列できない遺族に配慮したライブ配信



評価項目 No. 1-10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：－ R2年度：－)

I 中期目標の内容

- 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。

II 指標の達成状況

定量的指標はなし

Ⅲ 評定の根拠

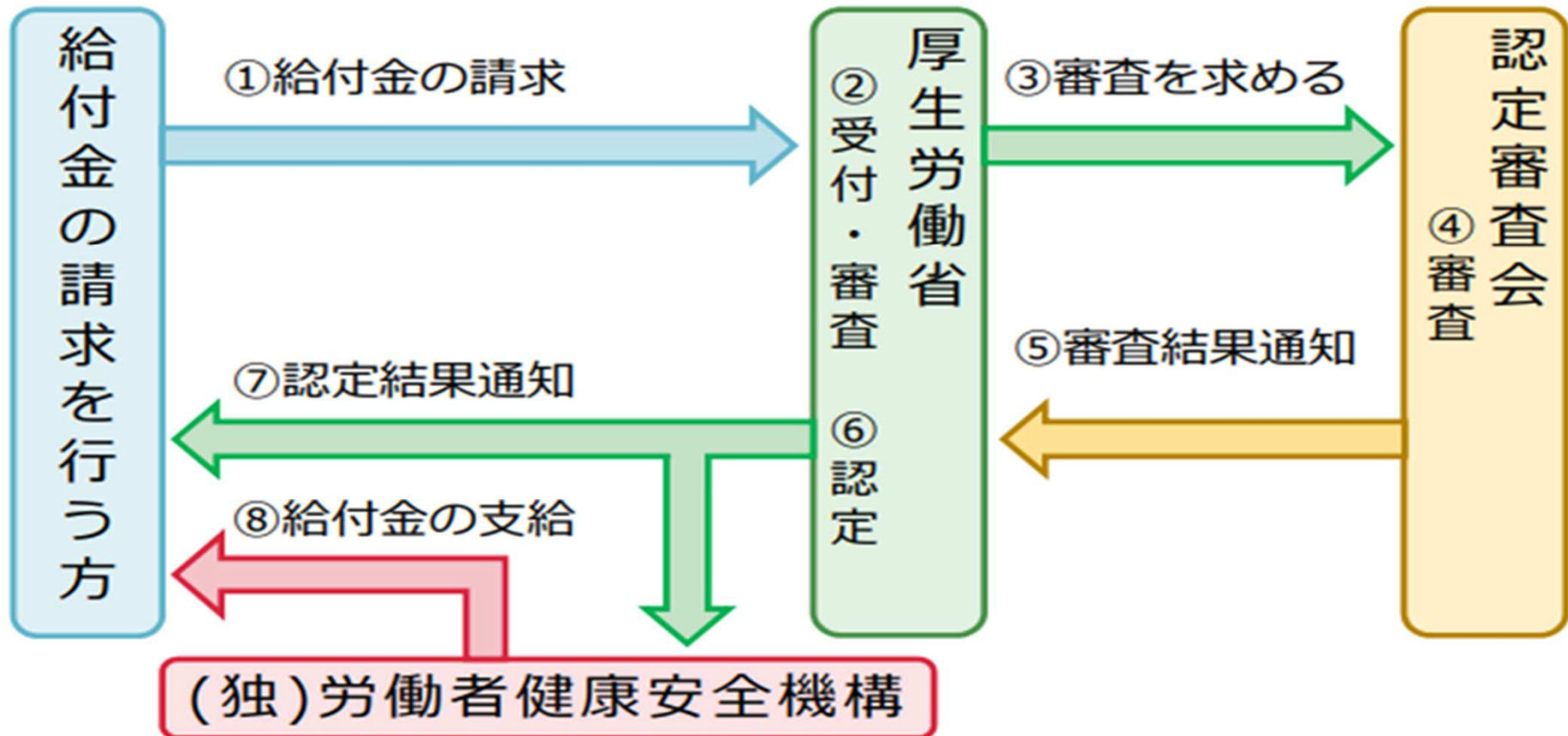
根拠	理由
<p>特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和3年法律第74号)に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施。</p>	<p>令和3年12月20日に補正予算が成立したことを受けて、国と密接な連携の上、令和4年1月に、「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金」を設け、賃金援護部に「建設アスベスト給付課」を新設し、令和4年3月初旬までに支払事務マニュアルの作成、非常勤職員の研修を完了した。</p> <p>特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の審査の結果に基づき、令和4年3月9日に厚生労働大臣の認定を受けた86件の案件に係る支払情報受領後、個人情報の取扱いに特に配慮した上で、速やかに第1回目の支払を令和4年3月18日に実施した。</p> <p>なお、基金については、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営要領(令和3年12月20日厚生労働省基発1220第2号)に基づき、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営規程を定めて体制を整備した上で、適切な管理に努めた。</p>

参考指標

支払件数	令和3年度: 86件
支払額	令和3年度: 1,071,700千円



給付金制度のしくみ



評価項目No. 2-1 業務運営の効率化に関する重要事項

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B R2年度：B)

I 中期目標の内容

- 働き方改革の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。
- 給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行うこと。
- 経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。
- 運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ること。
 (指標)・中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費については15%程度削減。⇒中期目標達成のための段階的な目安として、3%削減を目標として設定。
 ・中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、事業費(研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。)については5%程度削減。⇒中期目標達成のための段階的な目安として、1%削減を目標として設定。
- 機構の給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。
- 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約の適正化を推進すること。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度	
一般管理費については、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き削減を図る。	一般管理費の削減率 (目標値 中期目標期間終了時まで、平成30年度予算に比して15%節減)	△91% (3年度目標: △90%)	101.4%	105.4%	102.6%
事業費については、研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除き削減を図る。	事業費の削減率 (目標値 中期目標期間終了時まで、平成30年度予算に比して5%節減)	△304% (3年度目標: △30%)	101.2%	101.2%	100.1%

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
業務の合理化・効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>業務の合理化においては、繰り返し長時間労働を行っている部門・職員に対しては、所属長等を通じてヒアリング等を行い、長時間労働の原因究明、抑制に努めた。</u> ○ 各種会議・研修等の場における指示等により年次有給休暇の取得率の向上に努めた。 ○ <u>期末・勤勉手当については、事業実績等を勘案し、前年度の勤勉手当削減措置を継続し、3.55月分の支給とした。</u>
機動的かつ効率的な業務運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費節減を実施した。 ○ 令和元年度に整備した「協働研究規程」に則り、「協働研究」をより適正にかつ効率的に実施した。
業務運営の効率化に伴う経費節減等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理費の削減に関しては、一般競争入札の推進等契約努力による印刷製本費等の減に取り組み、平成30年度予算55百万円に比して、令和3年度予算は50百万円 となり、約5百万円の節減を行った。 ○ 事業費の削減に関しては、電子(WEB)会議システムを活用した会議の推進による旅費の減等に取り組み、平成30年度予算235百万円に比して令和3年度予算は228百万円 となり、約7百万円の節減を行った。 ○ 適正な給与水準の検証・公表のため、令和2年の給与水準について検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を令和3年6月にホームページで公表した。

評価項目 No. 3-1 財務内容の改善に関する事項

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B R2年度：B)

I 中期目標の内容

1. 全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。
2. 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。また、客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。
(指標) ・病床利用率を全国平均以上とすること。⇒医療法施行令第4条の8による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率として、直近(令和元年度)の全国平均である76.5%以上を目標として設定。
3. 医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。
4. 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達	成 度
・安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行う。 ・客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努める。	医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率 (目標値 76.5%以上)	78.9%	103.1%	100.5%	105.7%

※令和2年度及び令和3年度についてはコロナ病床を除く病床利用率

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
独立行政法人国立病院機構との連携等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構及び国立高度専門医療センターとの連携の下で行った(8,500品目)。 ○ 高額医療機器の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携の下で行った。(削減効果561百万円)。
医業収入の安定的な確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主に経営状況が悪化している病院に対する個別業務指導・支援(行動計画の作成・フォローアップ、個別協議の開催、収入増加・支出削減対策の指導等)を実施。 ○ <u>多くの労災病院が新型コロナウイルス感染症に係る重点医療機関又は協力医療機関として感染症患者を積極的に受け入れたことに加え、地域医療に支障を来たさぬよう救急患者等の受入についても積極的に取り組んだ結果、新入院患者数のは令和2年度より増加し、コロナ病床を除いた病床利用率は78.9%と目標値を上回っている。</u> ○ 上記の結果、経常収益が令和2年度と比較して180億円増の3,270億円となった。
保有資産の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有資産の有効な活用方法について、保有資産利用実態調査に基づき、保有資産検討会議において選定した資産を含め、処分可能な資産の売却作業を進め、不要財産以外の重要な財産の売却により生じた収入を労災病院の増改築基金に充当した。

参考指標

コロナ病床数(1日当たり)	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">専用</td> <td>427.0床(対前年度比+167.6床)</td> </tr> <tr> <td>休床</td> <td>805.2床(対前年度比+455.2床)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,232.2床(対前年度比+622.8床)</td> </tr> </table>	専用	427.0床(対前年度比+167.6床)	休床	805.2床(対前年度比+455.2床)	合計	1,232.2床(対前年度比+622.8床)
専用	427.0床(対前年度比+167.6床)						
休床	805.2床(対前年度比+455.2床)						
合計	1,232.2床(対前年度比+622.8床)						



	令和2年度（実績）	令和3年度（実績）	対前年度増減
入院収入	190,195百万円	193,049百万円	2,854百万円
1日当たり患者数	7,901人	7,707人	△194人
(再掲) 新型コロナ患者数	60人	163人	103人
1人当たり診療単価	65,948円	68,624円	2,676円
病床利用率（％）	76.6%	78.9%	2.3ポイント
(参考) コロナ病床含む	72.8%	71.4%	△1.4ポイント
外来収入	81,166百万円	86,392百万円	5,226百万円
1日当たり患者数	22,562人	23,021人	459人
(再掲) 新型コロナ患者数	101人	203人	102人
1人当たり診療単価	14,804円	15,507円	703円
その他収入	37,699百万円	47,569百万円	9,870百万円
経常収益	309,060百万円	327,010百万円	17,950百万円

評価項目No. 4-1 その他業務運営に関する重要事項

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B R2年度：B)

I 中期目標の内容

1. 機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。
2. 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図ること。また、チーム医療を推進するため、特定行為を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。
(指標) ・有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得ること。⇒第1期から第3期中期目標期間(平成16年度～平成30年度)の研修有益度調査結果の実績値を踏まえ設定。
3. 労災看護専門学校においては、勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。
(指標) ・看護師国家試験合格者を全国平均以上とすること。⇒看護師国家試験合格者の全国平均以上を設定。
4. 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。
5. 質の高い産業保健サービスを提供していくため、産業保健総合支援センター職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。
6. 障害者の雇用の促進等に関する法律において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。
7. 労働安全衛生融資貸付(職場環境改善等資金貸付)について適切に債権管理等を行うこと。
8. 内部統制については、法人の長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうかの点検及び検証、点検等結果を踏まえた必要な見直しを行う等充実及び強化等を図ること。
9. 情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに適切な情報セキュリティ対策を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和3年度		令和2年度	令和元年度
		実 績 値	達 成 度	達 成 度	
チーム医療を推進するため、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施する。	研修の有益度 (目標値 85.0%以上)	92.0%	108.2%	106.2%	106.1%
労災看護専門学校においては、勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成する。	労災看護専門学校生の国家試験合格率 (目標値 全国平均以上)	99.0%	108.4%	109.3%	110.3%
労働安全衛生融資貸付(職場環境改善等資金貸付)について適切に債権管理等を行う。	労働安全衛生融資貸付債権(破産更生債権を除く)の回収額(破産更生債権以外は令和2年度をもって全額回収)	—	—	187.5%	183.3%

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
各職種の研修プログラムの検証・充実	新型コロナウイルス感染症の影響下においても、WEB形式により当初計画した主催研修全てを実施することができた。WEB形式による研修としたことから、通信環境等の整備を図るとともに、研修プログラムを見直した。特にグループワークにおいて議論が活発化しやすい設定を行うことにより、より効果的な研修となるよう努めた。
情報セキュリティ対策の推進	全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文(令和3年度:274回)を発出、情報セキュリティインシデント訓練実施及び情報セキュリティに関する自己点検を実施することで、情報セキュリティ対策の徹底等を行った。また、第三者による情報セキュリティ監査を22施設に実施し、これらの結果に基づき、各施設の情報セキュリティ対策の改善を図った。
障害者雇用の着実な実施	円滑な採用と雇用後の定着を図るため、サポートマニュアルを踏まえた実践的な活動として、本部と施設、障害者の就労を支援する機関とが連携して実習から採用、就職後の支援までを行うことにより、確実な採用、定着につなげた。 【本部と施設、障害者の就労を支援する機関とが連携して採用に至ったケース】 本部 1名、千葉労災病院 1名、東京労災病院 2名、関東労災病院 4名、横浜労災病院 3名